

令和7年度 第5回

藤沢市廃棄物減量等推進審議会

2026年（令和8年）1月14日（水）

藤沢市環境部環境総務課

午後 2 時 00 分 開会

○戸塚参事 定刻になりましたので、ただいまから第 5 回藤沢市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。

年が明けて最初の審議会となります。本年もどうぞよろしくお願いたします。

本日はご多用の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。進行を務めます藤沢市環境総務課の戸塚と申します。

本審議会でございますが、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づきまして、20 名で組織しております。同条例の規則によりまして、本審議会の開催要件は委員の過半数の出席が必要となっております。現在、出席が 13 人となっておりますので、審議会の開催要件を満たしていることをご報告いたします。

また、今のところ 7 名の委員が欠席されております。2 人を除いて委任状が提出されておまして、本人にかわりまして会長が議決権を行使しますので、ご承知おきいただければと思います。

なお、本日傍聴を希望されている方がいないこともあわせてご報告いたします。

また、この審議会の会議録につきましては、「藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づきまして閲覧に供されますので、こちらをご承知おきいただければと思います。

続きまして、本日の会議の資料の確認をさせていただきます。

当日配付資料が 11 点ございます。1 点目が「次第」、2 点目が本日の「座席表」、3 点目が「名簿」、名簿の裏面が職員の名簿となっております。4 点目が資料 1-5「藤沢市災害廃棄物処理計画（概要版）」、5 点目が資料 3-1「令和 8 年度藤沢市一般廃棄物処理実施計画（案）の修正ポイントについて」、6 点目が資料 3-2「令和 8 年度藤沢市一般廃棄物処理実施計画（案）」、7 点目が資料 4「不燃ごみの品目変更等について」、8 点目が資料 5「ごみ減量推進店制度の廃止について」、9 点目が資料 6「し尿処理広域化施設整備基本計画の策定について」、10 点目が「参考」でジモティースポットのチラシ、11 点目が「一般廃棄物処理基本計画（概要版）」でございます。

続きまして、事前に郵送しております資料の確認をさせていただきますが、5 点ございます。1 点目が資料 1-1「藤沢市災害廃棄物処理計画（改定案）」、2 点目が資料 1-2「第 4 回審議会での指摘事項反映表」、3 点目が資料 1-3「藤沢市災害廃棄物処理計画（改定案）新旧対照表」、4 点目が資料 1-4「パブリックコメントの結果について」、5 点目が資料 2「市民ハンドブック（案）」でございます。

以上 5 点が事前に郵送したのようになりますが、過不足等ございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

その他、以前お送りさせていただきました「藤沢市災害廃棄物処理計画（平成 30 年 3 月策定）」

現行計画」をご持参いただいていると思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

条例規則によりまして、審議会の議長には会長が当たることになっておりますので、横田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。横田会長、よろしく願いいたします。

## 議題（１）藤沢市災害廃棄物処理計画（改定案）について

○横田会長 それでは、次第に沿いまして議事を進行させていただきます。

まず、議題（１）ですが、「藤沢市災害廃棄物処理計画（改定案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○菊地課長補佐 環境総務課の菊地です。私から「藤沢市災害廃棄物処理計画（改定案）について」、ご説明させていただきます。

まず、資料 1-1 と資料 1-2 をご覧いただければと思います。パブコメにかけた資料にも反映しておりまして、皆さんにもパブコメが始まる前にご郵送させていただいておりますが、改めてご説明させていただければと思います。

前回の 10 月 27 日に開催した第 4 回審議会でもいただいたご意見については、2 点ございます。資料 1-2 の 1 「災害廃棄物処理計画について」です。

まず 1 点目が、改定案の 6 ページ、本文 1～2 行目です。前回の審議会では「災害廃棄物は、人命の救助や支援物資の運送等の交通上の障害等の発災直後から対応が求められ」と記載していたのですが、この文章だと、発災直後は、「災害の発生直後」をあらわしているのか、それとも「交通の障害等が発生した直後」をあらわしているのかがわかりにくいので、表現を見直していただきたいというご意見をいただきました。今回このご意見を踏まえまして、「災害廃棄物は、人命の救助や支援物資の運送等における交通上の障害となるため、発災直後から対応が求められます。また、対応が長期に及ぶと害虫・悪臭の発生に伴う公衆衛生の悪化等、復旧・復興に向けてのボトルネックとなります」といった形で文章を修正させていただいております。

2 点目ですが、改定案の 33 ページ、表 2-15 「災害廃棄物関連ボランティアに必要な物資及び標準的な装備の例」です。「底に鉄板の入った安全靴（準備できない場合は、長靴等、ぬかるみや釘などの落下物から安全を確保できる靴）」と書かれているのを、すみません、こちらに「72 ページ」とあるのは、「70 ページ」になりますが、表 3-28 の中の「安全管理」に書かれている表現と合わせてくださいというご意見がありました。そのため、ご意見を受けまして、33 ページの表 2-15 に「※ 3」を追加しまして、内容を合わせた形での記載に修正しております。「安全靴が準備できない場合は、長靴に厚い中敷きを入れるなどの工夫をした長靴等」という形にしております。

こちらがいただいたご意見を反映させたものになりまして、第 4 回審議会での指摘事項の反映は

以上になります。

続きまして、資料 1-3 をご覧ください。現行計画と改定案の新旧対照表になります。全般的に誤字・脱字は修正させていただいておりますので、そちらは割愛させていただきます。

まず、No.2 です。現行計画には書いてないのですが、改定計画では、43 ページの表 3-4 に「焼却施設の概要」を記載しております。北部環境事業所の 2 号炉の増設工事のところで、前回の計画の内容が括弧で「令和 5 年度竣工」と記載していたのですけれども、令和 5 年度は本格稼働を開始した年度になりますので、竣工は令和 4 年度になります。ですので、こちらも令和 4 年度に修正させていただきました。

次に、現行計画ですと、3-13 ページ、表 3-18 で、改定計画ですと、64 ページの「仮置場候補地の確保」の（1）「候補地の選定」です。①が、前回の素案では「公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設の空地、港湾の空地」という記載になっていたのですけれども、ここから「公民館」という文字を除いております。公民館は組織改正で市民センターにかわったのですが、市民センターが災害時には地区防災拠点本部として機能しますので、避難所にも指定されておまして、市民センターの駐車場を仮置場として利用することは困難であることから、公民館等の駐車場は削除させていただきました。

次に、現行計画ですと、3-39 ページ、表 3-42 で、今回の改定案ですと、91 ページです。前回の計画では、品目ごとの収集の優先順位を載せておりましたけれども、このときの表が現在は使われていません。また、市民ハンドブックにも掲載させていただいておりますので、図 4-4 に記載した「災害時における生活ごみの出し方と収集再開までの流れ」といった形で追加させていただきました。

次に、現行計画ですと、3-40 ページで、改定計画ですと、93 ページの図 4-5 になります。現行計画 3-40 ページ図 3-13 で、「し尿処理施設の処理方法」が「生物処理や焼却等」という記載になっていたのですけれども、北部環境事業所での現在の処理方式は、固液分離処理と凝集沈殿処理や焼却処理になりますので、記載を修正させていただいております。

次に、現行計画には記載していないのですけれども、改定計画ですと、98 ページの表 4-15 で、「指定避難所（被災者）」の一番下の「・流下型マンホールトイレ」です。前回ご提出した素案では、「仮設トイレを長期間設置する見込みがある場合に備え、仮設浄化槽の設置や流下型マンホールトイレの設置を検討」としていたのですが、防災政策課と調整しまして、こちらは「流下型マンホールトイレ」という記載に修正しております。

次に、現行計画ですと、3-45 ページ、（4）「仮設トイレの設置運用」、改定案ですと、100 ページの（2）「仮設トイレの運用」です。こちらも防災政策課と調整しまして、記載のとおり文言を修正させていただいております。修正した内容としては、「仮設浄化槽」という記載があったので

すが、「簡易トイレを活用したトイレ処理袋による処理を併用しながら運用します」という記載に変更しております。

最後に、記載していないのですが、改定案の 39 ページの図 3-1「災害廃棄物等の全体処理フロー」で、「一時仮置場」と「緊急仮置場」から「一次仮置場」へ搬出する矢印の色が「市民等による搬入」となっているのですけれども、こちらは「市（委託）による運搬」に変えますので、修正が入る予定です。

現行計画と改定計画（案）の新旧対照表の説明は以上になります。

続いて、資料 1-4 をご覧ください。パブリックコメントの結果になります。

災害廃棄物処理計画のパブコメは 11 月 10 日から 12 月 10 日までの 1 カ月間実施しまして、期間中にいただいたご意見は 1 名 1 件になります。内容につきましては、市民センターの役割や訓練に関するご意見で、裏面に意見の詳細と本市の考え方を記載させていただいております。

裏面をご覧ください。いただいたご意見ですが、市民センターの役割や訓練に関する意見として、「計画の中に市民センターの役割についても記述したほうがよい。7 月のカムチャッカ半島地震による津波警報のとき、公共交通機関がストップし、避難所設営班の人々が出先から帰ってくることが困難となり、初期設営体制が不十分であったときいている。その時、市民センターの役割が大変大きく、即対応ができるはずだったが、関わり方の周知がなされてなかったようで混乱していたそう。この事例により、災害ごみの初期行動のひとつとして市民センターの役割も記述すべきと思う。一次仮置場や一時仮置場の設置にあたる市民センターの動作の周知、同時に市民による関わり方を新たに確認し、訓練し、かつてに仮置場が放置ゴミにならないようにすることが大事だと思う」といったご意見をいただきました。

こちらに対して本市の考え方ですが、地域防災計画にも関係する内容が入っておりますので、防災政策課と回答を調整しております。本市の考え方としましては、「市民センターは、市地域防災計画において、災害時には地区の防災拠点本部として、避難所の管理運営のほか、安否情報の収集管理やボランティア活動の支援などを行う役割が記述されております。また、市民センターの災害時の業務は多岐にわたること、加えて災害ごみに関しては市内全域での対策が必要となることなどから、仮置場の設置に関する対応については、市災害廃棄物処理計画に基づき、環境部が担うこととしています。ご指摘の仮置場の放置ごみ対策については、市（公助）による適切な管理運営に加え、地域団体や災害ボランティア等と連携を図りながら、排出ルールの周知や順守に努めてまいります」という形にさせていただいております。

パブリックコメントですが、いただいたご意見に関しては、個人の方へ直接回答はしないので、こちらの結果はホームページで掲載させていただく予定としております。

最後に、資料 1-5 をご覧ください。本日お配りしたもので、計画の概要版になります。

今まで皆様にご審議していただいた計画が詳細版になるのですけれども、詳細版は分量が多く、複雑になっておりますので、いろいろな方が短時間で計画全体を確認できるように概要版を作成しております。内容は計画本編からのピックアップになりますので、割愛させていただきますが、例えば1ページの2.「本計画の位置付け」の2行目に「藤沢市地域防災計画の」と書いてあります。その後段以降、「市防災計画」が出てきていますので、一番初めに出てきたところで、後ろに括弧づけで、「(以下、『市防災計画』と言う)」と追記するなど、文言の修正はこの後も行う予定でおりますので、ご了承いただければと思います。

簡単ではありますが、藤沢市災害廃棄物処理計画（改定案）の説明は以上となります。

○横田会長 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

○北野委員 北野です。よろしくをお願いします。

災害廃棄物処理計画の意見になるのかな。今回、概要版を作成されたということです。以前会長から、処理計画の読者は誰ですかという質問があり、市役所職員ですという話だったと思うのですが、概要版のほうも全職員ということでよろしいですか。本計画のほうは環境部の方だけが確実に必読されて、ほかの職員の方は概要版を頭に入れてくださいとか、読んでくださいという位置づけでしょうかという質問です。

○菊地課長補佐 本編は分量も多くて複雑になりますので、以前委員の方からもお話がありましたが、環境部の教科書的な形になっているところが大部分を占めていると思っております。今回市民ハンドブックもつくらせていただいたのですが、そこはかなり省略して市民の方がわかりやすいように書いているところもあるので、もう少し詳しく知りたいと思ったときに、いきなり詳細版を見るという形ではなく、詳細版でも少し大切なところをピックアップした概要版を見ていただいて、さらに詳しく知りたいと思った方は詳細版を見ていただくというような形で考えております。概要版は環境部の職員だけではなくて、広く多くの方に見ていただけるよう作成させていただいております。

○北野委員 そうすると、またちょっとよくわからなくなってしまったのですが、処理計画の本編のほうは市民に対しても周知する目的でつくっているということではよろしいですか。

○菊地課長補佐 本編も市民の方とか事業者の方に広く周知・公表させていただきます。ただ、内容が詳細になっていますので、どちらかというと職員向けになってしまっているところはあるかなとは思いますが、当然市民の方にも知っておいていただきたい内容です。例えば今回ですと、3章と4章に分けましたが、災害廃棄物が出たときに、どういったものが対象になるのかとか、仮置場に持ってきていただくこととか、特に一番密着しているところとすれば、災害が起こったとしても、生活は続きますので、そのときの生活ごみの出し方は、詳細版にかなり細かく書いておまして、そちらをご覧くださいという形にもなりますので、市民の方にももちろん公表させていただくつもりで作成はしております。

○北野委員 承知いたしました。ありがとうございます。

○秀平委員 神奈川県の秀平です。

別に何か本編をいじるとかそういう話ではないのですが、1つ意見として言わせていただきます。本編の22ページで、他部署への応援要請というのが真ん中ぐらいにあるかと思いますが、この中で「本市のOB職員を活用することも検討します」と書かれています。いきなり話を持ってこられても、なかなか難しいというところもあるかと思いますが、できれば組織立ってというか、名簿づくりは平時のうちにやっておいて、例えば1年に一遍研修とか、自衛隊の予備役ではないですけども、そういう形で、必要に応じてすぐに携われるとか、地域でのごみの分別に協力していただくとか、そういうことをやっていただけるような組織づくりをしていただけるとよいのかな。そういうことは本編のほうでも、平時の備えとしては書かれていなかったのですが、裏でと言ったらおかしいですけども、そういう体制がつけられるような運営をやっていただければと思いますので、1つ意見として言わせていただきました。

○菊地課長補佐 確かにOB職員と言っても、誰なんですかというところもあるかと思いますが、この後、来年度この計画をもう少しかみ砕いた形で、職員が動くときにどうしたらいいのかというのを定めた説明書みたいなマニュアルを作成しますので、そのときに、名簿とかそういったものをつくれるかどうかも検討させていただいて実効性のあるものにしたいと思います。

○横田会長 やはりこういったものはどうしても実際の面でマニュアルが必要になりますね。

○佐藤委員 佐藤です。本当にすばらしい計画ができて、皆様のご尽力のおかげだと思って感服しております。完成度が非常に高いと思っていまして、だからこそちょっと申し上げたいのご容赦いただければと思います。

「目次」を拝見すると、整然と配置されていて順番もすごくいいと思っているのですが、第3章の6節の4番から7番で「仮置き場の○○」と言葉が続いています。目次の書き方は、別にこれに限らず、いろいろと悩むところではあるのですが、この節が仮置場のことであれば、「仮置場」という文字はあってもなくてもいいのかなという思いがしております。

あわせて、6節の2「設置・運営」、6「仮置場の運営・管理」で、「運営」という文字が出てきています。私がこの内容を拝見したところ、2「設置・運営」となっているものを「設営」としたら、「運営」がダブらないのかな。両方とも運営のことが書いてあるのかと思ったら、「設置・運営」は「設営」に言い換えることができるのではないかと。先ほど菊地様も、文言の変更はこれからも入りますとおっしゃっていたので、その一環として少し見直していただければということです。

もう一つ、後ろにアイウエオ順に用語集をつけていただいています。ここで特殊な呼び方として「一時（いつとき）仮置場」という言葉にルビが振られており、これ自体はすごくすばらしいご配慮だと思いますので、ぜひこのままでご記載いただきたいのですが、それでも、「一時（いつとき）」と

という言葉が最初に出てくるところにルビを振っていただけると、初心者の方にとっては「いつ」と読むんだということがおわかりいただけるのかな。パソコンで検索をかければ、一番最初に出てくる「いつ」がどこなのかというのはすぐにわかると思うので、そこで登場させていただけると整合性がつくのかな。あと、資料 1-5 の概要版でも同じことが生じているように拝見しましたので、そこもご検討、ご確認いただければと思っております。

最後に、この計画は最終的にカラーで製本されて各職員様のお手元に届く形になるのか。というのは、見やすい写真がいろいろと掲載されておりますので、警告色の赤とか黄色とか、そういうもので紙面から識別されていたほうがいいのではないかという思いで、カラーでも印刷していただければと思っております。ただ、そうすると、費用がすごくかかるような気もしております。今、北野委員と少し話をしている中で、PDF で電子版のような形で職員様には配布するとか、何かそういうことで経費削減ができるのではないかと、ただ、概要版は紙媒体としてカラーで印刷させたほうがいいのではないかと、拙速ながらそういう話も今出ておりましたので、ご意見として申し上げます。

○菊地課長補佐 最初の「目次」の文言のところは、コンサルと調整させていただきます。

あと、「一時（いつ）仮置場」のルビの部分ですが、確かにご指摘いただいたように、19 ページの「各担当の業務スケジュール」にも出てきておりますので、一番最初に出てきたところで読み方がわかるような配慮をさせていただければと考えております。

あと、製本がカラーなのかというところで、製本は数に限りがあるのですけれども、カラーで印刷して製本するつもりではおります。ただ、皆さんに配布するには数が多くなってしまいますので、市のホームページに公表しております PDF 版でご確認をいただくとか、そういったところで配布させていただきたいと考えております。

○横田会長 非常に厳格なご意見でもっともだと私も思いました。第 6 節は「仮置場の設置・運営」となっているのですから、その中の 4～7 には「仮置場の」という形容詞は要らないのではないかと私も思います。コンサルさんとよくご相談していただければと思います。

あと、「運営」ではなくて「設営」のほうがよろしいのではないかというご意見がありました。私ちょっと聞きそびれてしまったのですが、どうなりましたでしょうか。

○菊地課長補佐 文言の修正になりますので、そちらもコンサルと内容を確認させていただいて、わかりやすい形を考えさせていただければと思います。

○野中副会長 野中です。私も先ほどのカラーのお話のところでお伺いしたいと思います。

改定案の 19 ページの表 2-2 とか、20 ページの表 2-3 は、カラーで印刷されると、担当のところがはっきり見えるようになるという感じでしょうか。表 2-2 とか表 2-3 がこの形で作られている意図がわからなかったです。今私たちはもともと真っ白ではない紙に白黒で印刷されたものでいた

だいているので、余計そうかもしれませんが、かえって見えにくいところがあったり、色がついているのは何を意味しているのか。これは本当に色がついているのかというのがわかりにくいところもあります。通常、業務でこういう形の表を使って運用されることに慣れておられる職員の方が見られるとわかるのかもしれないのですが、この形式で管理するようなものを見慣れていない市民が見たときに、誰が何を担当するかがわかりにくいのかなと思いましたので、そのあたりどのように運用される予定なのかというのをお聞きできればと思います。

○菊地課長補佐 今ご指摘いただいた表 2-2 とか表 2-3 は何のために色をつけているのかですが、まず表 2-2 については、1 色にはなるのですけれども、これは期間というか、例えば生活ごみのところだと、最初に発災したときから、発災後もずっと出ますということで、影響が出ているところに色をつけております。なので、例えば「総務班／収集班／し尿班」の「収集運搬」というところで、「一次・二次仮置場→処理施設」という項目ですと、「応急対応期」のところから色がついています。これは仮置場を開設して、すぐには処理施設には持ち込めないで、このぐらいの期間から移動というか、一次仮置場からの運搬を開始しますということを示すために色づけをしております。ただ、色の薄いところがありまして、それぞれがどこで色がついていて対応する予定なのかというのが、白黒だと見づらいので、白黒で印刷したとしても、カラーのところがもう少し見えるように調整させていただければと思います。

表 2-3 の「全体処理スケジュール」につきましては、表の下に四角が書いてあって、これも本当はピンクとかの色がついているのですが、これも共通事項がどれなのか。どの班も共通している事項はこれですとか、災害廃棄物の処理に関する業務はここの内容ですとか、避難所ごみ・生活ごみに関する業務はこれですというのがわかるように、黄色とかピンクとか青で色を分けてわかるようにしているのですけれども、おっしゃるように白黒だと、どれがどの色になっていて、どの業務に対応しているのかわからないので、白黒で印刷したときにどう見えるのかというのも確認させていただいて、わかるような形で検討させていただきます。

○横田会長 確かにごもっともな質疑だったと私も思います。今おっしゃられたようなことが、ここにも説明として書かれている必要があるのかなと思います。しかも、表 2-2 の縦軸はただの項目の流れですが、横軸は時間軸ですね。ですから、横方向に時間のベクトルが進んでいく。時間の経過が左から右に行くにつれて動いていくことを、最初に注意しておいたほうがわかりやすいのではないかと思います。

ほかにございましょうか。

特にないようでしたらば、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○横田会長 ありがとうございます。では、議題(1)「藤沢市災害廃棄物処理計画(改定案)につ

いて」は承認されたものとしたと思います。

## 議題（２）市民ハンドブック（案）について

○横田会長 それでは、次に議題（２）に移りたいと思います。（２）「市民ハンドブック（案）について」、事務局からご説明をお願いいたします。

○菊地課長補佐 引き続き環境総務課の菊地からご説明させていただきます。資料２と、資料１-２を再度ご覧いただければと思います。

まず、資料１-２の２「市民ハンドブックについて」ですが、前回の審議会で指摘していただいた事項の反映表になっております。いただいた内容としては４点ございます。

まず、表紙の部分で、「表紙に、通常時と出し方が違うということをお知らせするようなものがあつたほうが、あらかじめ読んでおこうという気になると思います」というご意見をいただきましたので、下のふじキュンのところで「災害時には、普段の『生活ごみ』だけでなく、大量の『災害ごみ』が発生します。いざという時に備え、このハンドブックを事前に読んでおきましょう！」と書かせていただきました。

同様に、表紙のところで、「一番最後に問い合わせが書かれていますが、表紙に載せてもよいのではないのでしょうか。また、何ページを見れば、必要な情報が読めるのかが大事であると考えます」というご意見をいただきましたので、ご意見を踏まえまして、表紙に問い合わせ先と目次を記載させていただきました。

問い合わせ先は、あくまでも市民向けのハンドブックの問い合わせ先という形で環境総務課を記載させていただいております。目次のところには、表題として、「災害時には、どのようなごみが発生するの？」とか、「災害時、ごみはどのように出せばいいの？」とか、「災害時のごみについてもっと知りたい！」といったときに、どこを見ればいいのかというのが、パッと見てわかるように修正させていただいております。

次に、「『災害時に出たごみは、どのように処理されるの？』に避難所ごみが記載されていない」というご指摘をいただきました。ここに「２ページ及び４ページ」と書いてあるのですが、１ページも含めて、１ページ、２ページ、４ページに避難所ごみを追記しました。計画の本編にはちゃんと書いてあるのですが、市民ハンドブックから抜け落ちていましたので、こちらを記載させていただきました。

次に、７ページですが、「モバイルバッテリーとか、火災を起こす部分をもう少しわかりやすく、大きく載せておいたほうが良いと思います」というご意見をいただきましたので、７ページの右下の部分に、「リチウムイオン電池にご注意を！」と記載させていただきました。

それと、資料１-２には反映させていないのですが、市民ハンドブックを事前に資料としてお送り

させていただきましたので、こちらをご覧くださいのご意見をいただいたものも幾つかあります。例えば1ページと5のページに「片付けごみ」と書いてある場所があります。「被災した自宅内を片付ける際に出るごみ」と記載させていただいているのですけれども、「被災した自宅内」となったときに、もともとごみとしてあったものも便乗ごみとして出されてしまうというような内容がQ & Aのところに書いてありますので、誤解を招かないように、「例えば被災に伴って発生したごみ」というようなわかりやすい表現に変えたらいかがですかというご意見をいただいております。

あと、3ページでも、下に「災害時のごみの出し方とごみ収集再開までの流れ」と書いてあるところで、書き方の文言の修正などをいただいておりますので、こちらも今回見ていただいておりますので、こちらも合わせて、少し修正をさせていただこうかと思っております。

それと、皆さんにご意見を伺いたいと思っております。1ページ、2ページの「災害時には、どのようなごみが発生するの？」のところで、生活ごみを先に書かせていただいております。「生活を送るなかで発生する生活ごみ」、「被災によって発生する災害廃棄物（＝災害ごみ）」という順番で書かせていただいておりますが、市民ハンドブックを作成するに当たりまして、審議会でも本編もいろいろ見ていただきながら、審議していただいた委員の皆さんのほかに、市民ハンドブックを市民の方に見ていただく機会がありました。

前回、皆さんにお示ししたときは、生活ごみと災害ごみを逆に書いていました。災害ごみを先にして、生活ごみを次に書いていました。しかし、そのときに市民ハンドブックを初めて見ていた市民の方からのご意見として、災害ごみも当然大切なんですけれども、やはり災害が起こった後も続く生活のほうが自分たちは気になるというお話がありました。最初に災害ごみのことが出てきてしまったときに、では、ふだん出しているごみはどうやって出すのだろうかというのが一番最初に気になったというご意見がありましたので、今回、市民ハンドブックに関しては、生活ごみを最初に出させていただいて、次に災害ごみを出させていただいております。今お示ししているような順番のほうがよろしいのか。それとも、あくまでも市民ハンドブックは災害ごみをご説明させていただくために出しているものになりますので、災害ごみを先に出しておくほうがわかりやすいのか。どちらがいいのかご意見をいただきたいと思います。

簡単にはなってしまいますが、以上で説明は終わります。よろしく願いいたします。

- 横田会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はありますか。
- 北野委員 ハンドブックの「災害時のごみの出し方ハンドブック」というタイトルを変えないという前提で質問させていただきますが、災害が発生したときに生活ごみが出るのはもちろん間違いないので、それがふだんと同じ場所に出せるのかということが最初に来る疑問だと思うのです。そこにまず答えていない中で、1番に「災害時には、どのようなごみが発生するの？」と来ているのは、順番がずれているのかなと個人的に思いました。

災害時のごみの出し方はふだんどおり出していいですよということが示されているのですかね。でも、実際問題、災害が発生したときに、いつもと同じように自宅前とか集積所に出せるのかといったら、道路がないのに出せるわけがないみたいな、最初にそんな疑問から始まるような気がします。

もう1点、災害ごみって何ですかという定義の仕方が下に来ているので、伝えたいこととしてどちらの優先順位が高いのか。災害ごみを定義して、市民にやってほしいのか。それとも、災害が発生したときのごみをどうするかを伝えたいのか。どちらを目的に書くかというのが読み取れなかったというのが私の意見です。

○菊地課長補佐 2つ目の、災害ごみを定義して出しているのか、ふだんの生活ごみを災害時にどうやって出すのかをメインとしているのかということです。もともとは災害廃棄物というところをメインに置いてつくっていたものになるのですが、一般の市民の方にご意見を聞いたときに、そういった生活が続く中でのごみのほうが気になると言っている方が多かったので、どちらのほうが見やすいのか。

当然これは災害ごみの関係なので、災害ごみのことを知っておいていただきたいというのはもちろんあるのですが、市民の方に見ていただいたときに、災害時にどうやってごみを出すのか、どういうごみが出るのか、ふだんとは違うということをよりわかっていたいただきたいという思いでつくっているところがありますので、見やすさ、わかりやすさをまず出したいと思って、今日ご意見を聞かせていただこうと思いました。

もともとそういったご意見をいただかなければ、もちろん災害ごみの関係のハンドブックになりますので、災害廃棄物とはこういうものですよというのをまず出ささせていただいた上で、それに伴っても続く生活というのがありますので、生活ごみはこうですよというのを2番目に書く考えでおりました。今回そういったご意見もあったので、皆さんにご意見を聞かせていただければと思ひまして、出ささせていただいたものになります。

○横田会長 私も全く同じような感じを受けましたけれども、「災害時のごみの出し方ハンドブック」ということですので、目次としてはこのような1～6で十分だと思うのですが、その前に、まず初めに、災害があろうとなかろうと、ごみというのは通常出るわけですので、出すほうの市民の側に立ってみれば、普通どおり持って行ってもらいたい。

ところが、役所側、廃棄物処理事業の主体からすれば、出したいけれども災害が起きて、あその道路は行けなくなったというようなことは起こり得ると思うのです。回収するほうも通常どおりサービスできますよというならばそれが一番いいのですけれども、そうでない場合についても、ではどうなるのかということがあるとすれば、まず最初に、それが目次の中になければいけないのかなという気も確かにいたします。ですから、普通の生活ごみはもちろん出るわけですから、それを

普通どおり出してよいのかというのは、市民として湧く疑問の第1点です。そこは北野委員のおっしゃるとおりで、私も同じ疑問を感じました。ですので、目次に入る前に、「はしがき」みたいなもので書いておくのがよろしいのかな。それも1つの方法かなとは思いますが、それはどうでしょうか。事務局としては何か対処の仕方としてお考えがあれば。

○金田委員 もしよろしかったら、会長へのご回答の前に、私から意見を申し上げてよろしいでしょうか。

実質、災害時のごみの出し方の難しいところは、私は東日本とか熊本の地震など全部を調査した状況ですが、発災すると、災害廃棄物というのは、被災された方は、こう言ってはあれですが、地震の規模によって変わります。先ほど言ったとおり、大体の方は普通の生活ごみです。伯耆町の件もそうですが、皆さんは発災の3日後から普通のごみを出し始めました。それを回収してくれと言うのです。しかし、道によって行けるところと行けないところがあります。そこで、その地域地域で、役所とか委託業者が苦勞しながら回収しているのが現状です。多分大半の方は、普通の生活ごみだと思います。ですから、私の意見ですが、生活ごみの説明が先に来ているのはいいと思っています。

なぜかといったら、もし自分が被災して家が壊れたりしたら、すぐごみを出さなければいけなくなりますけれども、そうではない家もあります。多分役所ではそういう方の対応を想定されているのではないかと思います。東日本大震災のように、海岸沿いに壊滅的な被害が起きてしまうと、これは生活ごみどころではなくて、避難をすることになりますから、そこはもう自分たちの判断でしていただければいいのではないかと思います。先ほど会長が言われたように、まず目次で、通常業務ができる範囲であったとしたら生活ごみは出していただけるということを文言で載せておけばいいのではないかと思います。

この部分については、災害時だけをメインとするわけではないと思っています。やはりまず一般の生活を普通にしようと、役所の方も苦勞して、一般の生活ごみを片づけられるように先にやりますので、それでよろしいかなと思っています。これが私の個人的意見で、市民ハンドブックとしてはこれで問題ないと思っていますので、目次の部分で先ほど会長が言われたように追加すればいいのではないかと思います。

○菊地課長補佐 今いただいたご意見等を踏まえまして、どうやったらわかりやすい表記ができるかというのも含めて検討させていただければと思います。

○橋詰委員 橋詰です。

今、金田さんがおっしゃったことに僕も賛成ですが、これは結局どういう人を想定するかですね。例えば東日本大震災のことを思い返しますと、私自体は横浜だったのですが、大きな被害を受けたわけではない。だけど、避難所に移られた方もいれば、場所によっては、まさに自分の家が壊れた

人もいるかもしれない。どういう人を想定するかによって話は変わってくると思うのです。普通に考えると、やはりどうしても出てしまう生活ごみというところではないかと思うのです。

災害ごみという言葉に対してどういうイメージを持つかは人それぞれだと思うのですが、どうしても行政などに携わっていると、瓦礫などを思い浮かべるかもしれません。一番ありそうなのは、市民も災害ごみと言われたら、きっと瓦礫を思い浮かべるかもしれないのですけれども、よく考えたら、生活ごみが出ています。避難所を出たごみはどうしようかということになるわけです。

この並べ方は非常によく考えられています。最初の2ページくらいで、どんなものがあるということ概論が書かれている。その後、各論でもう一遍、生活ごみなり、避難所ごみを書いていく。この書き方は非常によく工夫されていていいのではないかと思います。構成としてはこのような形でよろしいのではないかと私は思いました。

○野中副会長 細かい話になると思うのですが、災害ごみが非常に目立つ色になっているので、パッと目が行くから、この順番でもよくて、これでも見えるかな。一覧したときに、自分が興味のあるところから目に入るだろうし、上から順番に読むという意味では、一番多くの人にかかわるものが一番上に来ているということによいかなと思います。

ただ、次のページに「普段と同じ場所」とか、「避難所ごとに指定された場所」とか、矢印の色がうまく対応していないことと、矢印が途切れていて、どう関係しているのかがよくわからないので、ここはデザイン的に凝るのではなくて、とにかく情報がきちっと横につながっているということが伝わるような形にデザインされるといいのかなと思っています。

もう一点、先ほどから話題に出ていることだと思うのですけれども、実際にふだんどおりに全て出してしまうのかというのを私自身も考えたときに、次のページをめくると、「腐敗しやすいごみの収集は、災害発生後、概ね3日以内の再開を目指します」と書かれています。やはりいつもと同じようにボンボン出すのは困るのではないかみたいなことが、逆に1～2ページ目には書かれていません。まさに被害の状況によるということに尽きると思うのですけれども、ハンドブックをあけたときに、「収集困難な場合は3日以内をめどに」とか、「まずは腐りやすいものだけを出すようにご協力ください」みたいなことが簡単に書かれていると、そういう注意をしてふだんの生活ごみを出していいのだなというのがわかるのかな。

多くの人がちゃんと全てのページを読んでもくれるかと考えたときに、まず最初に見てもらったところに、あまり細かくはないけれども、重要な情報が載っている、一覧性が高いことが大事かなと思います。要は、3ページに書かれているような注意事項が、最低限1ページにも少しでも入っていると、そこをちゃんと読もうかなという気になるかなと思いました。レイアウトの細かい話ですけれども、ご検討いただければと思います。

○菊地課長補佐 確かに次のページの詳しいところまでいかないとあまり細かく書いていないとこ

るもありますので、やはり守っていただきたいというか、やっていただきたいところは、なるべくめくっていただいたときに目に入るようなレイアウトをもう一度検討させていただきたいと思います。

○横田会長 金田委員がおっしゃられたとおり、災害は大小の大きさによって対応の仕方が大分違うわけです。大きな地震が起きて、あそこの道路に入れなくなったというのは、災害が起きてみなければわからないわけですので、起きた後に、そういった地域に対しては特別な連絡がいくとか、わかり方についての説明があるといいなと思いました。

○菊地課長補佐 わかりました。ありがとうございます。

○松浦委員 松浦です。

先ほど生活ごみがふだんと同じ場所に出せないとか、自宅前に出せない場合みたいなことを表紙に書いたらよいのではないかというご意見もありましたが、表紙が結構いっぱいになってしまっていて、あまり字が多かったり、小さい字になると、最初から読む気を失ってしまうといけなないので、2ページの「普段と同じ場所（自宅前、集積所）」と書いてあるところに注意書きをしておくのもいいかなと思います。

それと、これは私の意見ですが、いろいろなごみが最後にごみ処理施設はここですと石名坂とか北部環境事務所が書いてあるのですが、これは市民向けのハンドブックなので、皆さんは自分がどのように出したらその後どこに行くかということよりも、「直接のごみ処理施設への持ち込みはできません」ということだけ書けばいいのかなと思いました。野中先生からご意見があったように、「3日以内」とか、「直後は自宅で保管」みたいなことを、「ごみ処理施設」と書いてあるところに簡単に書いて、例えば「詳しくは3ページへ」とか、「何ページへ」としたほうが、1～2ページを見て、一覧で一番重要なことがわかるので、そういう書き方もあるかなという一案です。

○菊地課長補佐 ご意見ありがとうございます。確かに注意書きのところは2ページの「普段と同じ場所」にスペースがありますので、3ページを見なくてもわかるように注意書きをさせていただきたいと思います。また、おっしゃるように、大規模災害のときは、ごみ処理施設に直接持ってきていただくわけではないので、そこは注釈の部分を書いて、ここの部分にスペースができたときに、皆さんからいただいたご意見が反映できるような文言を検討させていただければと思います。

今回出すのが最後になってしまっているのですが、大きく変わったときに、お示しをして、またご意見をいただくことができないので、申しわけないのですけれども、いただいたご意見は検討させていただいて、できる限りわかりやすいものになるように努めたいと考えております。

○秀平委員 表紙のレイアウトで、個人的な意見ですが、お伝えしたいのですけれども、最初に『いざという時、あわてない。』知っておこう、災害ごみのこと」と書いてあります。確かに災害ごみ中心ですが、「災害時のごみのこと」と言うほうが、全般的に災害時に出すごみのことを書いてあ

るのだなというので、市民の方にはわかりやすいのかなと思いました。

それと、先ほど目次の前に何かあるといいのではないかというご意見があったかと思います。1ページの一番下に「災害時には、」ということでキャラクターの吹き出しで書かれているのですが、これと目次を入れかえるといったらあれですが、例えば「生活ごみだけではなくて大量の災害ごみが発生します。普段と出し方が変わるので、いざというときに備えて、このハンドブックを事前に読んでおいてほしい」とか、普段と出し方が違うことはここに一言入れてもいいのではないかと思いますので、ご意見させていただきます。

○菊地課長補佐 レイアウトのところとか、文言のところは、皆さんからも同様の意見をいただいております。あまり書き過ぎても、文字だと読まない方もいらっしゃると思うので、見やすく、うまく伝わるような形で考えさせていただければと思います。

○横田会長 いろいろ難しい注文が出ましたが、ひとつよろしく願いいたします。

○藤原委員 藤原です。お世話になっております。

どこかに多言語のQRコードか何かを入れていただくと、多分これは1度つくったら、ずっと使われることになると思います。今後はやはり外国の方が共生という形になって地域にいると思いますので、そこはぜひお願いしたいと思います。

○菊地課長補佐 つくった後に多言語対応ができればとは思っているのですが、このハンドブックを完成させるときまでにできるかわからないのですが、ここに載せているQRコードの中に入れられればと思います。例えば「災害廃棄物処理計画」と書いてあるところがあって、そこからリンクで飛べるようにとか、そういった形で対応できるようにしたいと思います。ただ、多言語のページをつかってQRコードで対応するというのが、今のスケジュールだと難しいかなと思いますので、この中で対応ができるような形で考えたいと思います。

○川越委員 川越です。

リチウムイオン電池のことについて触れられていただいたのは非常によかったと思うのですが、それについて、そもそもあれですが、モバイルバッテリーは小型家電という位置づけでよろしいでしょうか。それと、リチウムイオン電池を外して小型家電となっていますが、外した電池はどうするのかという部分です。災害廃棄物処理計画では、たしか蓄電池は有害廃棄物として位置づけられていましたので、モバイルバッテリーもここに捨てていいんだよとなってしまうと、何も言わずにポツと置かれて、結局火災の原因になってしまうという形になりそうな気がするので、そこら辺を少し整理していただいて、記載していただいたほうがいいのではないかと思います。

○委託事業者（森田） 国際航業、森田と申します。私の知っている限りでお答えさせていただきます。

モバイルバッテリーだけを集中的に仮置場で集めるということは、今のところあまりないかなと

思っています。小型家電として集めて、それを外してというところまでは、正直、なかなかいってなかったのではないかと。能登の地震でも、そこまでのところはなかなか難しかった。やっているところもあったかもしれませんが、私が把握できていないところもあるのですが、ただ、今この施設でも非常に問題になっているので、そこについては運用上は実際にやる時には検討していく必要があるかなというところで、市にはご検討をいただくことになってくるかと思います。

○川越委員 今ここに「モバイルバッテリー」と書かれていると、多分そこにポッと出されると思うのですね。それでよろしいのでしょうか。

○菊地課長補佐 その書き方のところはまた検討させていただきます。今ご指摘いただいたように、火災の原因になっていることが多いモバイルバッテリーなので、それを仮置場で小型家電として集めるという記載がいいのかということもあります。そこは記載しないのか。記載するのであれば、こういった形で集めますという書き方にするのか、そこを確認させていただければと思います。

○横田会長 ここは確かに注意が必要ですね。もう出さないで家へ置いておいてくれということも1つの考え方だと思います。

○金田委員 金田です。

基本的に災害廃棄物とした場合に、先ほど有害廃棄物とか言われていますが、實際上そのとおりで、仮置場へモバイルバッテリーとかリチウムイオン電池とか外したものを持ってこられても多分困ると思うのです。火災リスクがかなり高まりますので。

私としては、ここに「リチウムイオン電池に注意！」とありますから、「例)」のところ、「モバイルバッテリー等」というのは外してしまったほうが逆にはいいのではないかと思います。要するに、リチウムイオン電池を外して持ってきてくれと。それには多分こういう問い合わせが来ると思いますので、あとは「仮置場の職員にご相談ください」ということであれば、外したリチウムイオン電池は、例えば藤沢市でいえば、今後、特定処理品目でうまく回収するような方向性ですよ。ですから、そこら辺で、まず自分のところで保管していただくほうがいいと思いますので、逆にモバイルバッテリーとか記載しないほうがいいのではないかと考えております。

○横田会長 ほかにございましょうか。

ないようでしたら、議題（2）「市民ハンドブック（案）について」は承認ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○横田会長 ありがとうございます。では、承認されましたので、議題（2）は終了します。

### 議題（3）一般廃棄物処理実施計画（案）について

○横田会長 議題（3）に参ります。「一般廃棄物処理実施計画（案）について」、説明をお願いいた

します。

○亀谷上級主査 議題(3)「一般廃棄物処理実施計画(案)について」、説明をさせていただきます。  
環境総務課の亀谷といいます。よろしくお願いいたします。

お手元に配付しました資料3-1、3-2についてご説明させていただきますので、ご用意いただければと思います。まず、資料3-1を使って、今回、実施計画の修正という行為を行っておりますが、そのポイントについてご説明させていただきます。

前段に一般廃棄物処理実施計画の取り扱いについてのお話になりますが、この実施計画については、毎年度、審議会でご審議をいただいているものです。今年度、令和7年度の計画については、昨年度から継続していただいている委員の皆様には、昨年度の審議会で、今年度新たに委員を務められている皆様については、今年度第1回の減量審の後に行った新任の方への研修で、ご説明、配付をさせていただいております。そのため、本日は、令和7年度から令和8年度の計画にかけての変更点を中心に、修正のポイントを説明させていただきたいと思います。

資料3-1の左上に「計画の位置付け」と記載しております。一般廃棄物処理計画は、法律に基づき策定を求められている計画で、一般廃棄物処理基本計画と、今回ご説明させていただく一般廃棄物処理実施計画の2本で構成されている計画です。

一般廃棄物処理実施計画は、一般廃棄物処理計画のうち、本市の一般廃棄物の処理に関する具体的な事業計画を単年度単位で定めた計画となっております。本日資料としてお手元に配付させていただいたものが一般廃棄物処理基本計画です。実施計画ではなく基本計画の概要版という形でお配りさせていただいております。それとセットで、2つで一般廃棄物処理基本計画と法律に基づき策定する計画となっているというのがこの実施計画のあり方となっております。

続きまして、資料3-1の左下に「令和7年度計画からの主な変更点」と記載しております。令和8年度計画にかけては大きく3点の見直しを中心に行わせていただいております。

まず1点目は、後ほど説明させていただきますが、実施計画ですと、2ページに記載してあります。「ごみの排出量及び処理量の見直し」などの数値があるのですが、こちらは各種ごみの計画処理量などの値を、過年度の実績値などを参考に積算している推計値に更新させていただいております。

続いて、2点目の大きな変更点です。こちらは実施計画の3ページに記載しておりますが、「重点施策の推進等」についての変更です。この項目について、現在の令和7年度実施計画の記載内容から大きく見直した内容になっているのですが、昨年度の審議会において、書いている内容のうち、事業の目的と、事業の成果にかかる内容が、なかなか整理できていない部分があるのではないかとのご意見をいただいておりますので、今回記載内容を整理しております。

どのように整理したかについてですが、資料にも記載しておりますように、各重点施策の冒頭に

「事業の目的(背景)と実施内容」を記載することにし、次に施策の推進により「期待される成果」とする。今年度の計画ですと、こちらは「目指すべき方向性」という表現を使っていたのですが、「方向性」は、目的を言っているのか、成果を求めているのかわかりにくいということもありましたので、今年度はこちらを「期待される成果」という表現にしております。最後に、「達成するための主な取組」を記載するように変更しております。

次に、計画の大きな変更点の3つ目です。資料3-1の右側に記載している内容ですが、不燃ごみの収集区分等の見直しに係る変更です。今回の実施計画の変更の中で、これが一番大きな変更となっております。

審議会でもご報告しておりますとおり、9月4日にリサイクルプラザ藤沢にて火災が発生しまして、リサイクルプラザの設備が停止する状態となりました。火災の出火原因が、大型可燃ごみに混入したリチウムイオン電池内蔵製品からの出火だと推定されているため、今後の火災事故の防止等を目的に、不燃ごみの収集区分の見直しを行うことにしたものです。その内容を実施計画に反映させていただきました。当該見直しは大きく3つに分かれております。

1つ目が、①「不燃ごみから可燃ごみへの出し方変更」です。内容については資料の記載のとおり、現在、不燃ごみとして収集している品目のうち、焼却処理が可能なものを可燃ごみとして収集することにします。具体的にどういったものがあるかについては、資料に記載している内容のとおりです。

2つ目のポイントです。②に記載してありますが、発煙・発火リスクの高い「充電式小型家電の分別回収開始」です。充電式小型家電は、ここではリチウムイオン電池が内蔵されており、電池が取り外せない製品と定義づけさせていただいております。

3つ目のポイントですが、③市民が危険性をより認識しやすいように、現在、「特定処理品目」という名称で整理させていただいているものを、来年度より「危険ごみ・テープ類」に名称を変更させていただきます。なお、不燃ごみの収集区分等の見直しについては、今お話をしている議題(3)の後、報告事項(1)として「不燃ごみの品目変更等について」で改めてご説明させていただきますので、この議題の中では詳細な説明は省略させていただきたいと考えております。

資料3-1の説明は以上になります。

続いて、資料3-2「令和8年度藤沢市一般廃棄物処理実施計画」の実際案について、資料に基づきながらご説明させていただきたいと思います。

まず、1ページの1「計画の目的」です。こちらは先ほどポイントのところの説明したとおりです。

2「計画期間」については、記載のとおり、当該実施計画は単年度の計画になりますので、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間で、3「計画区域」は本市の全域としておりま

す。

1 ページの下段です。一般廃棄物処理実施計画は大きく2つに分かれており、「ごみ処理実施計画」と「生活排水処理実施計画」から成っております。まずは「ごみ処理実施計画」からご説明させていただきますと考えております。

下段の「ごみ処理人口」については、令和8年度のごみ処理統計をもとに作成した処理人口となっておりますので、基準を令和7年8月1日の統計値としております。数値は記載のとおりですが、今年度の計画から比較しますと、461人の減少となっております。

続いて、2 ページ、「ごみの排出量及び処理量の見通し」についてのご説明です。こちらはごみの各種別ごとの推計量を記載しております。推計量の出し方については、過去4年間の実績データを確認しております。平均値や増減の傾向などを勘案して算定しております。令和8年度の実施計画の数値については、家庭系のごみ、事業系のごみ、全体で12万1521トンの処理を見込んでおります。昨年度の計画では、全体で12万6982トンとしておりましたので、計画値の段階ですが、5461トン減少する見込みと考えております。なお、家庭系、事業系、全ての項目について、前年度よりも減少すると見込んでおります。

続いて、3、基本計画に基づくごみの排出量減量化再生利用の推進等の施策についてです。こちらは先ほどの資料3-1でもご説明したとおり、全般的に記載内容の整理を行わせていただいております。「重点施策及び基本施策」については、中長期計画である一般廃棄物処理基本計画で設定しているものになりまして、その中であらわし切れていない単年度の施策の具体的な内容や施策の進捗が確認できるように、実施計画でより詳細な内容を記載することとしております。

2 ページから3 ページにかけては、基本計画の該当ページが確認できるようにページを付番させていただきます。今日お配りしたものは概要版になりまして、このページとは一致しないので、基本計画の詳細版のページと符合するようになっています。

4 ページ以降に各施策の具体的な取組内容を記載させていただきます。

まず、(1)「食品ロスの削減」に係る施策についてご説明させていただきますと、食品ロスの削減に向け、達成するため、食品廃棄物の割合を下げることを目的としているという形になります。施策実施により「期待される成果」は、「市民1人あたりの食品ロスの推計重量が減ること」としてしております。「達成するための主な取組」は、フードドライブの実施等々の記載の事業を予定しているという見方になります。

なお、先ほどもお話ししましたが、令和7年度の実施計画では、今回「期待される成果」と表現している項目について、今年度の計画では「目指すべき方向性」と表現しておりました。こちらについて「方向性」ですと、目的なのか、成果を書いているのかわかりにくいというご意見もありましたので、端的にわかりやすい表現とするために、今回「期待される成果」という表現に変更させ

ていただいております。

(2)「プラスチックごみの削減」です。これについても、何が目的で、何が成果なのかがわかりにくいと、昨年度の審議会でもご意見をいただいておりますので、事業の施策の目的については、「マイクロプラスチックによる海洋汚染やプラスチックを起因とする地球温暖化問題を踏まえ、プラスチックの排出量を削減することが目的です」とわかるように明記しております、「ペットボトル及びプラスチック製容器包装の排出量が減ること」を成果として期待しているという表現に整理しております。

最初に説明すべきだったのですが、今回の資料で色掛けしてあるところが、昨年度からの変更箇所になります。

(3)以降についても重点施策の説明が続きますが、表現の修正等を行っているのですけれども、特段大きな見直しは行っていません。全て説明すると時間もかかりますので、こちらはお読み取りをいただければと思っております。

変更した内容もございますので、ポイントだけご説明させていただきますと、6ページにお移りいただきたいと思っております。(6)「特定処理品目の分別排出」についてです。今お話ししたとおり、色掛け部分が今回修正した内容になります。

まず、先ほど資料3-1の中で、「特定処理品目」の名称を来年度から「危険ごみ・テープ類」に変更しますというご説明をしましたが、(6)については重点施策の名称そのものであるため、これについては「特定処理品目の分別排出」という表現を残したままとさせていただいております。こちらについて「達成するための主な取組」の中に「充電式小型家電の排出方法を変更」という取組みを新たに追加しております。内容については先ほど資料3-1で説明したとおりです。

続いて、7ページをご覧くださいと思います。(8)「市民、事業者、NPO法人等、大学、行政による協働体制の充実」という項目があります。これについては全般的に記載内容の整理を行っておりますが、大きな変更点の項目としては8ページに移ります。

表の一番下に、追加項目として、藤沢市と株式会社ジモティーによるリユース回収拠点の運営に係る事業という内容を追加しております。なお、ジモティーとの協定に基づく事業に関しては、今年度の第3回の減量審議会にて報告をさせていただいている事業となっております。

続きまして、9ページをご覧くださいと思います。これは本市のごみ処理フローを記載しているページです。フローではごみの種別ごとにどのように中間処理が実施され、最終的にどのように処分されるのか、流れが確認できるようになっております。

この中で一番左に「ごみ種別」という項目があります。「可燃ごみ」と記載している項目について、先ほど資料3-1の中でもお話をしましたが、一部、不燃ごみから可燃ごみに収集区分の見直しを行う品目がありますので、そちらを追加しております。具体的には資料に記載があるとおり、「靴、

綿・羽毛入り衣類、座布団、クッション、スポンジ類」を可燃ごみに追加させていただいております。

次に、「ごみ種別」ですと、中段に「危険ごみ・テープ類」と記載している箇所になります。こちらは、昨年度は「特定処理品目」という表記をさせていただいていましたので、名称変更に伴って「危険ごみ・テープ類」という書き方に変えていることと、あと、内容について「危険ごみ・テープ類」の中に「充電式小型家電」という品目を追加させていただいております。

続きまして、10 ページです。中段(2)のア「市が収集・処分するごみ」の項目になります。「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「危険ごみ・テープ類」について、先ほどの資料3-1で説明したとおり、今後の火災事故防止等を目的に、色掛けの部分の品目について、令和8年度から収集・区分の見直しをさせていただいております。

続きまして、11 ページは、色掛けの部分がありますが、大きな変更はありませんので、省略させていただきます。

12 ページです。「市と民間事業者の協定等に基づき資源化するごみ」の項目になります。こちらについては先ほどもお話をしましたが、新たに株式会社ジモティーとの協定事業に係る内容を始めていますので、その内容を記載させていただいております。

最下段、(3)「ごみの収集体制」の内容になります。ア「定期収集」も、色掛けの箇所について収集区分の見直しを行わせていただいております。

続きまして、12 ページ、13 ページは、色掛けのところが、先ほど来のとおり、品目の変更を行っております。

14 ページ、15 ページは修正がございません。

16 ページに移りまして、中段の、サ「その他施設直接搬入」についての項目です。こちらは「特定処理品目」を「危険ごみ・テープ類」に変更しております。

同じように、17 ページ下段のオ「危険ごみ・テープ類」も、名称の変更をさせていただいております。

18 ページに移りまして、(カ)で、「危険ごみ・テープ類」の品目の中に「充電式小型家電」が加わりますので、充電式小型家電の処理についてということで、「充電式小型家電は、認定事業者に引渡し」という内容を追記させていただいております。

18 ページの下段になりますが、こちらの項目は「ごみ処理施設及び整備に関する事項」を記載しております。変更点についてですが、(1)「収集車両基地」のうち、環境事業センターの保有車両の増減を反映させていただいております。具体的には軽自動車の台数を、今年度の計画では4台だったものを3台に、19 ページに移りまして、ロードパッカー車の台数を9台から7台に減少しております。

19 ページで、(2)「リサイクルプラザ藤沢」という項目があります。これはリサイクルプラザ藤沢での処理に関して記載している内容です。各施設での年間処理量も記載しておりますが、来年度は減少する見込みで内容を記載しております。

20 ページに移りまして、(5)に法律第 33 条の再商品化計画に関する項目がありますが、こちらは令和 8 年度の見込み量について、前年度から増加する見込みの数値を記載しております。

(6)「焼却施設」の年間処理量、年間残渣量については、前年度よりも減少を見込ませていただいております。

21 ページに移りまして、(7)「最終処分施設」という項目があります。色掛けしているところに残余容量という数字がありますが、これは最新の数値に更新しております。

(8)は変更がございません。

(9)「その他民間処理施設」の処理計画量については、前年度から減少するか、現状維持の数値を見込ませていただいております。

22 ページに移りまして、中段に 7「その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項」という項目があります。(1)「再資源化の種別及び処理量の見通し」について、全体としては減少する見込みであります。処理計画量はそれぞれ記載の数値のとおりとさせていただきます。

23 ページは修正がございません。

24 ページに移らせていただきます。ここからが「生活排水処理実施計画」の内容となっております。

1「生活排水処理人口」です。こちらに記載してある人口について、し尿収集の人口は環境総務課で把握している数値を記載しております。それ以外の数字については、下水道部からもらった数字を記載しております。それぞれの数値について令和 7 年度と比べると、生活雑排水処理、水洗処理をしている人口はふえる見込みで数値を記載しております。

2「し尿・浄化槽汚泥の排出量及び処理量の見通し」については記載のとおりとなっております。

25 ページは、昨年度から大きな変更はございません。

実施計画の最後になりますが、計画の 26 ページです。5の(2)「し尿処理設備の整備・計画」という項目があります。今年度の計画の中では、(2)のイという項目の中で湘南東ブロックし尿処理広域化施設整備基本計画策定という事業を記載しておりましたが、こちらは令和 7 年度の実施内容になりますので、記載を削除させていただきます。令和 8 年度は、年度内に実施します「北部環境事業所・仮設し尿処理施設の設置(賃貸借)」という表記を追加し、修正させていただきます。

簡単にはなりましたが、以上が実施計画の案の説明となります。

なお、途中でもお話をさせていただきましたように、リサイクルプラザ火災防止の観点から、不

燃ごみの収集区分等の見直しのお話を実施計画に反映させていただいておりますが、中身の詳細については、この後の報告事項の最初の議題でご説明させていただきますので、こちらの部分にもし質問等があれば、説明後に聞いていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○横田会長 事務局からの説明は終わりましたが、何かご意見、ご質問ございましょうか。

○川越委員 食品ロスのところでは質問というか、確認をお願いしたいのですが、食品ロスの定義は、幾らリサイクルしても、可食部分というものがあるのが定義だと思っております。そうすると、この施策の部分ですが、「生ごみ資源化の促進」とか「事業者の食品ロスの削減に向けた啓発」という取組内容の詳細が、生ごみ資源化となっておりますけれども、可食部分が出た瞬間に、それは食品ロスとして推計されるのではないかと。ちゃんと条文を読まなければいけないのですが、フードロスのカウントの仕方がかわると思っております。そうすると、この取り組み自身は非常にいいことですが、推計値は下がらないと思っております。だから、「期待される成果」で「市民1人あたりの食品ロスの推計重量が減ること」とありますが、重量が下がるのは、この中ではフードドライブだけになってしまいそうなのですが、その辺はいかがでしょうか。

○亀谷上級主査 今、恐らく事業系の食品ロスのお話をいただいているのかなと思っております……。

○川越委員 両方です。

○亀谷上級主査 「期待される成果」については、「市民1人あたりの食品ロスの推計重量」と記載させていただいておりますが、こちらについてはまず事業系のものを含んでおりません。事業系の食品ロスについては、我々としても把握する手段がなかなかないというところもありまして、こちらについて取組内容としては、事業系の食品ロスは、具体的にどれくらい減るかというのは、我々も把握しきれない。現状ですが、なかなか手段もないというところになりますので、あくまでこちらについて今できていることというところ、事業者に対して、食品ロスにつながらないように削減に向けた啓発ということで、食品リサイクルの手法等々をご案内するところを活発にしたいというのが、まずは現状での取り組みとさせていただきます。

○川越委員 成果につながらないというか、成果の言葉をもう少し変えたほうがいいのではないかと。つまり、この取り組みをしても、事業系にしても、家庭系にしても、生ごみになった瞬間というか、可食部分を出した瞬間に、集計上はたしかフードロスになるのです。ですから、幾ら生ごみを資源化しても、焼却処分しても、実はフードロスの数字としては減らない。取り組みとしてはいいことですが、数字としては減らないので、「期待される成果」の部分の文言を変えられるのがいいのではないかとというのが1つの意見です。

○菊地課長補佐 補足ですが、組成分析をやっておりますが、その中で、可燃ごみに含まれている、本来食べられたはずなのにこうやって出てしまったというところを把握しております。今、川越委員からご指摘いただいたように、確かに出した時点で、もうロスなので、その部分の推計値は変わら

ないのではないかというのはおっしゃるとおりだと思います。我々としては、出るのをなくしたいという気持ちでおりますので、そういった組成分析でも把握をしつつ、どうしたら出ないようになるのかというところで、おっしゃっていただいたように、フードドライブ、出る前に寄附をしていただく。あと、ほかのものは、出てしまったときに、焼却ではなくて、できるだけリサイクルをしていただく。そのような形で取り組みとして書かせていただいているところです。その表現の部分については、昨年この部分を入れさせていただいたばかりなので、もう少し成熟できるような形で検討していきたいと思います。

○野中副会長 今ご指摘があったところも含めてですが、書き方としてとてもわかりやすくなったなと思っていて、「事業の目的（背景）と実施内容」、「期待される成果」を書かれたのは非常にわかりやすいと思います。

一方で、そうすると、せつかくですので、定量的にはかれる指標があるのであれば、参考値みたいなものを、例えば（２）ですと、参考値として令和６年度の実績は幾らと書いていただいているので、できる限り同様の数値を併記していただけるとわかりやすいのかなと思っています。

細かい話で、多分この後、修正はされると思うのですがけれども、表現としては、例えば（３）「ごみ搬入時の指導」のところだと、「達成するための主な取組」の中に、ほかのところは体言どめで全部終えるように整理されていると思うのですが、ここには「〇〇の啓発を行う」という表現が残っていたり、（６）「特定処理品目の分別排出」でも、「達成するための主な取組」のところ体が体言どめになっていなかったりします。ちょっとだけ気持ち悪いと思ったので、ご検討いただければと思います。

あと、（３）「ごみ搬入時の指導」のところで、一般市民から見えにくいというか、成果として見えにくいところなのかなと思うのですが、これは指導件数が減ることが目的なのか、指導した結果、分別が徹底されることが目的、期待される成果なのかというところが、きちっと明確になると、よりよいのかな。日数をふやせば指導件数はふえるだろうと思うのですが、目的は多分そこではないだろうと思いますので、そこがうまくご負担の少ないように、かつ効果的な形で実施されるようになるといいのかなと思います。

○亀谷上級主査 ご意見いただきましたものは、昨年度もご意見がありまして、定量的にはかれるものについてはぜひにということでした。今年度も一定考えている部分はあったのですが、廃棄物処理の事業ですので、なかなか定量的にあらわせないものもあります。来年度は一般廃棄物処理基本計画の改定年度でもありますので、その中でも含めて、定量的なものではかれるような重点施策の位置づけとか、そこについては一定整理をさせていただければと思います。今年度の計画の中に、定量的なものを考えますけれども、加えられるものがあるかというところは、ちょっと難しいかなと思うのですが、そちらについても引き続き検討させていただきたいと思います。

表現については、今回、全般的に内容の整理を行った関係で、確かに体言どめ等の修正がうまくできていない部分がありましたので、いま一度内容を確認させていただいて、表現はそろえるようにさせていただければと思います。

○橋詰委員 資料3-2の4ページに、(2)「プラスチックごみの削減」があります。ここをよく読みますと、まず海洋汚染が書かれていて、温暖化が書かれていて、2行目の終わりから「プラスチックの削減（リデュース、リユース、リサイクルの推進）」となっています。

お聞きしたいのは、リデュース、リユース、リサイクルというのはいわゆる3Rですが、この中に素材転換というようなことを考えているかどうかです。要は、プラスチックからプラスチック以外のものへの素材転換ということ意識しているかどうか。リデュースの中と言えなくはないのですが、そこが要るのではないかと思うのです。

細かく言うと、このタイトルはプラごみの削減ですけれども、この部分はプラスチックの削減と言っているのですね。プラごみの削減とは言っていないで、プラスチックの削減と言っているのです。私の読みは、プラスチック資源循環新法を考えると、あれは素材転換から始まっているわけで、そういうことも意識しているのかなとも思うのです。そうであるならば、そこははっきり書くべきだ。一般廃棄物処理基本計画の中にもそれに類することは書かれているはずですが。

とはいっても、実際、市ができることは、その後にある事業者への対応とかが市の中ではできることではしょうけれども、実際には市内にあるメーカーとか流通小売店に素材転換したらどうですかということ呼びかけるといようなことだろうとは思いますが、そういうことも必要なので、その辺を意識したことをどこかに書くとか、素材転換なりそういうことが読めるようなことを書くべきだと思います。

○横田会長 ただいまの意見について事務局のお考えはどうでしょうか。

○亀谷上級主査 ご意見ありがとうございます。素材転換のお話をいただいたのですが、今こちらに記載させていただいている「プラスチックごみの削減」の内容については、重点施策の中で一般廃棄物処理基本計画の内容に沿って加筆しているものを現在書かせていただいております。そちらで素材の転換等々についての考え方や、今どのようになっていたか、改めて確認をさせていただくのですが、現状の一般廃棄物処理基本計画の記載内容との整合性もとりながら、素材転換についてご意見をいただきましたので、書ける部分があれば、今後加筆させていただこうかと思っております。現状どのような表記になるかというところはお答えできませんので、検討させていただければというところが現在の回答になってしまいます。よろしく願いいたします。

○橋詰委員 検討されるということですから、それで結構ですが、これは今のプラ新法を考えると、書かないほうがおかしいと私は思いますので、そこはぜひ入れる方向でご検討くださるようお願いを申し上げます。

- 菊地課長補佐 補足ですが、一般廃棄物処理基本計画の本編の中の「プラスチックごみの削減」のところにも、例えば指定収集袋について、今までのプラスチックの素材でできていたものからバイオマス素材にするといったことを記載しております。そういったことを記載することなどを検討していくとか、今プラ新法のお話があったかと思うのですが、確かにマテリアルだけではなくて、今例えば焼却してしまっていたリサイクルできないものも、ケミカルでガス化していくとか、そういったこともありますので、そういうところについても記載ができる取り組みとして検討させていただければと思います。
- 横田会長 橋詰先生の言われている素材変換の意味をもう少しわかりやすく説明していただけませんか。
- 橋詰委員 例えばプラスチックから紙に変えるとか、先ほども菊地補佐もおっしゃいましたが、バイオデグラダブルなプラスチックに変えるとか、そういうイメージです。
- もう少し言いますと、プラスチックのところでは、例えばこれも気になるのですが、おもしろいのは「期待される成果」のところ、「ペットボトル及びプラスチック製容器包装の排出量が減ること」とあります。ペットボトルも容器包装ですから、ここは藤沢市さんの分類ですから構わないのですが、それだけかというわけですよ。容器包装だけではなくて、プラスチック自体の問題ではないのかとも思うわけです。具体的に何を考えるかという、例えばストローとかスプーンみたいなものです。それが紙など、ほかの素材に転換されたりすることがあるわけで、そういうことを意識すべきだと思うのです。
- そういうことまで考えると、「期待される成果」のところも、「ペットボトル及びプラスチック製容器包装」というふうに限定したほうがいいのか、「プラスチックごみ」と言ったほうがいいのかというのも気になります。大部分はペットボトルを含むプラ容器だと思いますからいいのですけれども、その辺を考えると、もう少しプラスチック全体を意識して、プラ新法を意識した書き方にしないと、私は時代に即していないのではないかと思います。
- 横田会長 わかりました。橋詰先生のご意見では、プラスチックの削減ということだけではなくて、素材そのものを切りかえるという考え方もこの中に入れていくべきではないかということなんですね。
- 橋詰委員 要は、プラごみ削減の1つの根本的な対策はそれですよ。プラスチックでなくてもいいものをプラスチックでないものにかえるということも含めると、それは時間がかかるにしても、令和8年度にすぐに成果が出るかはとにかくですけれども、それは少なくとも中長期的にはプラごみの削減になっていくわけですから、そういう視点は当然あるべきだと思います。
- 横田会長 それは主な変更点の中では、そういうことについては事務局ではどこかで触れているということはないでしたか。プラスチックそのものを変えていくという考え方ですね。

- 菊地課長補佐 この実施計画の中では、特段そういった文言は書いてないのですが、おっしゃるように、プラ新法ができた目的は、プラスチックを削減するというよりは、賢く選択して、リサイクルしていきましょうねというところにあります。「期待される成果」は、確かにペットボトルとプラ製容器だけに限ってしまっているところがありますので、プラ新法の背景なども入れられるように、文言とか、そういったところをもう一度考えさせていただければと思います。
- 横田会長 あと、「焼却が地球温暖化の一因となっている状況を踏まえ」というあたりですね。そこを化石燃料由来の炭化水素ではなくて、いわゆるバイオマスの素材に切りかえていくというようなことをどこかに入れていければよろしいのではないかと私も思います。
- 亀谷上級主査 今回ご意見いただきました内容について改めて整理させていただいて、実施計画に反映できるものにしていきたいと思います。
- 北野委員 1 「計画の目的」の図ですが、見にくいので提案しますと、こうしてほしいというわけではないのですが、左側に「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」を置いて、右側に「藤沢市一般廃棄物処理実施計画」を置いてもらって、その下に「ごみ処理基本計画」で、右側に矢印で「ごみ処理実施計画」という形にする。こんな感じにしてもらえれば、見やすくなるかなと思うのです。提案なので、こうやってほしいというわけではないのですが、私は一瞬、読み取れなかったもので、これはどうでしょうかというだけです。
- 亀谷上級主査 今、上下となっているものを左右にするという感じですね。
- 北野委員 頭がそろってないので、タイトルをちゃんと合わせたほうがいいなと思ったのです。上下になっているので、左右に並べて基本計画と実施計画で構成されますよと。
- 亀谷上級主査 左側が例えば基本計画で、右側に実施計画で、右と左で。
- 北野委員 矢印もつけたいという思いが多分あると思うので、「ごみ処理基本計画」、「生活排水処理基本計画」、「食品ロス削減推進計画」を縦に並べて、右側に「ごみ処理実施計画」、「生活排水処理実施計画」というふうに矢印を引いてみたらどうですかという提案です。
- 亀谷上級主査 ご意見はいただきましたので、改めて整理させていただきまして、検討させていただきたいと思います。
- 北野委員 やってみたいとしっくりこないかなと思うのです。お願いします。
- 佐藤委員 今回の来年度の計画の書面上の意見ということではなくて、先ほど川越委員がおっしゃった食品ロスのことについて、私の拙い意見ですが、食品ロスそのものを減らしていく1つの手だてとして、スマホのアプリケーションで「TABETE」というのがあります。私の勘違いかもしれないのですが、以前、藤沢市さんでは、(8)の市民、事業者等々との連携体制の中に「TABETE」というのが入っていませんでしたか。これは横浜市役所の話でしたか。
- 菊地課長補佐 「TABETE」は、うちも協定を結んでおります。フードシェアリングサービスという

形でご紹介していたと思います。

○佐藤委員 何か不具合があって、削除されたというか、契約が終わってしまったのであれば、私から質問しづらくなる感じもしたのですけれども、協定に入っていましたよね。デンマークとかフランスでは大変大きな成果を集めていらっしゃるサービスなので、今後またご検討いただければという意見です。

○菊地課長補佐 今も引き続きそちらについてはホームページ等ではご案内させていただいております。

○佐藤委員 それでしたら、それも書いていただいてもいいかと思いますが。あと、(8)にもいろいろな企業様のお名前も拝見できますので、そこに入れていただく。日本はフランスよりも加入者数も10分の1ぐらいとか、あるいは店舗の数も10分の1ぐらいとかで、もっともっと伸びしろがあるように私は感じております。藤沢市の土地柄として、いろいろな飲食店とか、あとはパン屋さんとか、ケーキ屋さんとかも、非常に多いように受けとめておりますので、そういったところで、市民向けにも成果がもっともっと出せるのではないかと感じました。

○菊地課長補佐 先ほど食わずにロスになってしまったものは、推計値には入らないのではないかとこのご指摘もいただいている、確かにその前のフードドライブと同じように、きちんと食べられるような形でやれば、廃棄量が下がるという意味では、フードシェアリングサービスのところも書いたほうがいいと思いますので、そちらはつけ加える形で変更するように検討させていただきます。

○横田会長 よろしいですか。ほかにございましょうか。

ほかになれば、ご承認をいただきたいのですが、先ほどの橋詰先生の意見等もありましたので、もし内容に多少の変更等があった場合、どのようにいたしましょうか。

○戸塚参事 事務局からということで、今回のこれに限らず、本日、議題としまして、3題ご議論いただきました。廃棄物処理基本計画の改定案、市民ハンドブックの案、ただいまの一般廃棄物処理実施計画、この3つを含めて、議長からもありましたが、内容等に変更があった場合は、この後、横田会長と事務局で調整させていただくということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○横田会長 ありがとうございます。では、そうさせていただきます。

それでは、議題(3)については終了ということできたいと思います。

## 報告(1) 不燃ごみの品目変更等について

○横田会長 次に、報告に移ります。報告(1)「不燃ごみの品目変更等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○濱野主幹 環境総務課の濱野です。私から報告(1)「不燃ごみの品目変更等について」、先ほどの

議題からも少し触れさせていただいておりますが、改めて説明をさせていただきます。資料4をご覧ください。

令和7年9月4日に発生したリサイクルプラザ藤沢の廃棄物処理棟の火災を踏まえ、主に火災予防の観点から3つ変更がございます。

1つ目としましては、(1)「不燃ごみ→『可燃ごみ』への排出方法の変更」でございます。品目については、記載のとおり、①から⑤の布製品でございます。

変更の理由としまして、不燃ごみの破砕処理施設で、リチウムイオン電池などに起因した発火事故が発生した際に、不燃ごみの近くに綿入り衣類などの可燃物があると、引火して火災が拡大する危険性があるためでございます。

収集頻度につきましては、2週に1回だった不燃ごみから、週2回の可燃ごみへとふえるため、市民の利便性は向上されます。

2ページにお移りいただきまして、2つ目の「不燃ごみ→『特定処理品目』への排出方法の変更」でございます。特定処理品目に変更する品目につきましては、充電式小型家電です。例としまして、①から⑧を記載しております。なお、膨張したリチウムイオン電池は、収集または施設において発火のおそれがあるため、現在と同様にリサイクルプラザ藤沢への持ち込みとしております。

変更理由としましては、今回の火災の原因として考えられているリチウムイオン電池内蔵製品を「不燃ごみ」から「特定処理品目」に変更し、危険物として適切に収集することで、収集車や処理施設での火災リスクを低減させるためでございます。

収集頻度につきましては、2週に1回だった不燃ごみから、週1回の特定処理品目へとふえるため、市民の利便性の向上がされます。

3つ目の「特定処理品目の名称変更」でございますが、「危険ごみ・テープ類」へと名称を変更いたします。

変更理由といたしましては、市民がより危険性を認識しやすく、適切に分別・排出できるようにするためでございます。

3ページにお移りいただきまして、2「実施時期について」です。本格実施については、令和8年4月を予定しておりますが、施設火災を引き起こした要因などにもなっていることから、1月中旬から移行期間として変更を行います。なお、特定処理品目の名称変更は4月からとさせていただきます。

最後に、3「広報周知について」でございます。移行期間は、ホームページ、ごみ分別アプリ、公式LINEを活用して周知をまいります。また、本格実施の広報につきましては、2月25日号の「広報ふじさわ」、2月下旬から配布予定の収集日程カレンダーにおいて周知をいたします。

説明については以上でございます。

- 横田会長 それでは、ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見ありましたらどうぞ。
- 北野委員 名称変更の質問と、「テープ類」とは何かという質問と、3点目は、テープ類の処分が何で特定なのかという質問です。
- まず、名称ですが、「危険ごみ・テープ類」ということで、「テープ類」という言葉は必要ですかという質問です。「危険ごみ」だけではだめですか。
- 2番目、「テープ類」とは何ですか。「テープ類」は、ガムテープ、紙テープ、セロハンテープ、ビデオテープとか、カセットテープ等あります。藤沢市で特定処理品目にしてしているのが、カセットテープとビデオテープということです。「テープ類」と言われても、一般市民の人からクエスチョンが出るのではないかなというのがあります。
- 3番目が、藤沢市はなぜカセットテープとビデオテープを特定処理品目で収集しているのですか。以上3点となります。よろしくをお願いします。
- 高橋主幹 今委員おっしゃられたとおり、「テープ類」は、カセットテープ、ビデオテープという形ですが、「特定処理品目」は、危険なごみとか有害ごみと、処理が困難というか、処理するときに問題が発生するものを、これまで特定処理品目という形で収集しておりました。その中にテープ類のビデオテープ、カセットテープがあるのですが、こちらが破碎施設の処理工程の中で、破碎機にどうしても絡んでしまって、ほかのごみの処理に支障が出て、それを職員が取り除くという手間がどうしても出てきてしまっているところから、こちらは分別して、不燃ごみ等から分けていただいて回収させていただいているところですよ。よろしいでしょうか。
- 北野委員 カセットテープ、ビデオテープは不燃ごみで回収できないからということですね。
- 高橋主幹 そうですね。その後の処理に支障があるため、特定処理品目という形でこれまでも収集をさせていただいております。そういったところで、「危険ごみ」という名称だけですと、逆に言うと、「テープ類」というところまで市民の方に伝わりづらいただろうというところで、危険ごみとテープという形で名称を変えさせていただくところです。
- 北野委員 そうなんですけれども、やはり「テープ類」はなじみがなくて、どうなんだろうと個人的には思います。
- 高橋主幹 確かに文字だけですと、なかなか伝わりづらい部分がございますけれども、ごみ収集日程カレンダーとか、ホームページには、合わせて写真も添付をさせていただいておりますので、そこをご覧いただければ、テープとはどういうものなのかということは、おわかりいただけるかなとは感じております。
- 北野委員 今、川越委員から意見があったのですが、「磁気テープ」はだめなんですか。要は、将来なくなっていくじゃないですか。ビデオテープもカセットテープも、今使っている人はほとんどいないじゃないですか。

○高橋主幹 確かに一時期よりもビデオテープやカセットテープの排出量は減ってきているのですが、それでもやはり毎週収集するわけですが、実際のところは現場の各家庭から出ているのも実態です。将来的にこういうものが全くなくなれば、もともとの不燃ごみに戻したりして、処理にそれほど影響なくできる時期も来るのかなとは思いますが、現時点では、現場の状況から見ますと、まだテープ類として分けさせていただいた中で回収はさせていただきたいと感じております。

○金田委員 処理をしている観点からのご報告と、北野委員の疑問についてお答えさせていただきたいと思います。

先ほど高橋主幹から言われたことはまさにそのとおりですが、基本的に一般市民の方でテープ類を結構出されているのですけれども、先ほどのように「磁気テープ」とかに限定してしまっても、テープ類はいろいろあるのです。テープは破碎処理するのですけれども、要するに破碎すると、破碎機がとまってしまうのです。結局ひも状みたいに長いものは、できれば入れたくないので、テープ類という形にさせていただいております。それに付随するものも皆さん結構出させていただいて、回収処理しております。具体的に例えば磁気テープとかにしても、逆に長いものは、ほかにもあります。限定できないので、「テープ類」という形にさせていただいております。

要するに、破碎リスクを低減させるためだと思ってください。これも火災と同じでございまして、破碎機がとまってしまうと、また皆さんに影響を与えてしまいます。これはもう何十年同じようなことをしていて、かなり出されていますので、そのまま継続させていただければと思っております。また、具体的に品目を出してしまうと、先ほど言ったように、いろいろ市民の方が悩んでしまいますので、できればわかりやすくしたい。

先ほど高橋主幹がお話しされたとおり、テープ類がなくなってくれば、多分、処理困難物からなくなってくると思うのですけれども、基本的にまだ出ておりますので、その点だけのご理解いただければ非常に助かります。よろしくお願ひしたいと思っております。

○橋詰委員 私は賛成ですが、3ページに移行期間の表があります。今日は1月14日ですと、1月中旬で移行期間がもう始まっているところかもしれません。移行期間中はどちらでもよいと書いてあるわけですが、この説明はこれでいいのですけれども、市民への説明の仕方としては、移行期間であっても、①であれば可燃ごみとして出してほしいとか、この時期でもこちらにしてくれとか、できるだけ書くべきではないでしょうか。違う出し方をしても集めるけれども、できるだけこれやってくれと言うほうが、きちんとしたストレートな表現だと思います。

もう一つ言うと、本格実施という意味は、可燃ごみとして出してくださいとか、危険ごみ・テープ類として出してくださいと言うのですが、もう少し強く言うと、そうでなければ指導の対象になりますよみたいなことで、意味合いとしてはそんなところですね。移行期間と本格実施の違いはそ

んなどころにあるのだらうと思いますけれども、要は、移行期間の中であっても、できるだけ協力してくださいということをきちんと言うべきだと思います。それはチラシなどのつくり方として考えていただければよろしいかと思います。

○菊地課長補佐 今いただいたご意見の実施期間のところ、確かに周知期間があまりにもなかったもので、できる限り変えたものは変えたほうで出していただきたいというのはありつつ、実際、多分混乱してしまって、どちらか出すというのがなかなか難しいところもあるのかなということで、内部では、期間中であれば、どちらに出していただいても回収させていただき、本格実施までにはきちんと出していただくということで考えておりました。ですが、表に出すときに、移行期間は、どっちでもいいよという書き方をしてしまうと、確かに不都合がある場合もあるかと思しますので、橋詰先生に言っていただいたように、できるだけ可燃ごみに移したものはそちらに出していただくような形での記載の方法を考えさせていただければと思います。

○佐藤委員 本来の理想としては、スマートフォンとかタブレットはメーカーが回収して、貴金属の回収なども含めて、今キャンペーンとかもやったりしていて、回収率向上を狙っているし、国全体としてそうなっているような気がするのですけれども、「例)」のところに「スマートフォン」とか「タブレット」とかを一番上に書いてしまうと、藤沢市民の皆さんが「あっ、この自治体では回収してくれるんだ」と誤解してしまうのではないかな。私の勝手な妄想かもしれないのですけれども。何か注釈をつけるとか、一時的には販売店とかメーカーに回収してもらうべきなんだということを追記するとか、あるいは下のほうに順位を下げさせていただくということもご検討いただければ幸いです。

○菊地課長補佐 資源有効利用促進法がちょうど改正のタイミングになっていまして、2026年4月から、今おっしゃっていただいたようなスマートフォンとか、モバイルバッテリーとか、加熱式たばこが指定再資源化製品に追加されて、メーカーでの回収とか、リサイクルが義務化されるということです。今おっしゃっていただいたような形で、メーカーとか小売店とかでの回収が今後進んでいくとは考えているのですけれども、必ずしもそちらに出される方ばかりではない場合もあります。そういったときに、市ではどういうふうに出すのかとなると、特定処理品目という形で出してください。不燃ごみにまぜてしまうと、今回の施設火災を引き起こしてしまった原因となるリチウムイオン電池内臓製品になりますので、そういったところをできるだけ排除できるような形で、今ご案内をさせていただいております。なので、おっしゃるように、メーカーさんでの回収が進めば、できるだけそちらにご案内させていただければと思っております。

○野中副会長 「不燃ごみの品目変更等について」ということで、今いろいろご議論いただいているのは全然別の観点でお伺いしたいのですが、可燃ごみに変更されるものが結構ふえるのかと思います。理由としては、火災が延焼するのを防ぐということで真っ当だとは思いますが、廃

棄物減量という観点で考えますと、結構重たいものが可燃物になって処理されることになるのかなと思うので、そのあたりの見積もりはどのようにお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

○菊地課長補佐 藤沢市から出るごみの量としては、基本的には破碎をしてから可燃性残渣として焼却処理をするか、破碎をせずにそのまま焼却処理をするかの違いになりますので、不燃から可燃に移したことで、そこまで大きく量がふえるというふうには今のところは考えていません。ただ、細かくしないので容量が大きくなってしまうということがありますので、そのところで支障がないような形で進めていく必要はあると考えております。

○北野委員 不燃ごみから可燃ごみへ変更されるのは一部ということによろしいですか。今、不燃ごみで出せるものの一覧の中に、ぬいぐるみとか、マットとか、どてらとか、竹刀とかがあります。これはやはり可燃物なのかなと思います。なので、燃えるものを不燃ごみとして出さない方針ということによろしいですか。

○菊地課長補佐 不燃ごみの中に可燃物がどのくらいあるかと言われると、今おっしゃられたように、例えばぬいぐるみとか、そういったものもあるのですが、それプラス、施設で処理ができるかというところの選択も出てきます。例えばぬいぐるみですと、電池が入って動くものもあるのですが、例えば焼却処理のところそのまま入ってきてしまう懸念があるので、そういったものは今までどおり不燃ごみとして出させていただくことになります。

あと、長さが長いものとか、そういったものは、たとえ可燃物であったとしても、特に石名坂環境事業所は流動床炉という焼却の処理方式で、燃やす前に少し前処理が必要な処理施設になっております。そこに小さな破碎処理機みたいなものがあるのですが、そこに絡まってしまうようなものは可燃ごみに入れられないような状況です。

なので、できれば私どもも、今不燃ごみにあるもので可燃物は、焼却に移せるのが一番理想なんですけれども、やはり今藤沢市にある焼却施設の処理方式によっては、移せるものと移せないものがあるので、そこは申しわけないのですが、移せるもので火災の予防ができるものについて、今回はこういった変更の対応をさせていただきたいと考えております。

○北野委員 承知しました。市民への名称変更の理由で、火災が起きたからというのは伝えないほうがいいと思います。逆に言うと、これは燃えるものだが、何でそちらに変えないのかなと自分みたいな質問が来てしまうと思うのです。処理しにくいものは、やはり今までどおり不燃ごみという形なので、不燃ごみから可燃ごみへの変更理由というのは、市民への伝え方はちょっと気をつけたほうがよろしいかなと思いました。

○横田会長 よろしいですか。ほかにございでしょうか。

## 報告（２）ごみ減量推進店制度の廃止について

○横田会長 報告(2)「ごみ減量推進店制度の廃止について」、事務局から説明をお願いします。

○岩間主任 引き続きまして、「ごみ減量推進店制度の廃止について」、事務局からご説明させていただきます。環境事業センターの岩間と申します。よろしくお願いたします。

お手元の資料5をご確認いただければと思います。まず、ごみ減量推進店制度について概要をご説明いたします。

資料は1に記載されている内容になります。これは平成4年度から始まった制度となっております。「ごみを売らない、買わない、出さない」、そういった取り組みを行っている藤沢市内にある販売店に対して、藤沢市がごみ減量推進店として認定を行ってまいりました。資料には記載してないのですが、具体的な認定の条件といたしましては、お客様に商品を売るときに包装を簡素化しているとか、お客様に対してエコバッグなどの持参を奨励しているとか、そういった店舗について認定をしていたものになります。

また、表にも記載しておりますように、直近、令和6年度末時点では、市として137店舗認定しているところですが、ご確認いただきますと、おわかりいただきますとおり、令和4年度から比較すると、廃業されている店舗もあるということで、店舗数としては少なくなっているという状況です。

そのような現状を踏まえまして、ごみ減量推進店制度のあり方について、我々事務局でこれまで検討、議論を重ねてきたところがございます。また、こちらの廃棄物減量等推進審議会においても、各委員の皆様、制度のあり方についてご意見等をいただきました。また、ごみ減量推進店を認定するための委員会の委員さんにつきましても、制度のあり方についてこれまでご意見を頂戴してきたところです。そういった経過、また、審議会が出た意見については、2と3にまとめております。

少しかいつまんでご説明させていただきますと、3「これまでの各審議会等における意見」として、昨年5月に行われた本審議会において出た意見を2つまとめております。

委員の皆様からは、フードロス問題に取り組んでいる生産者さんに対して何か認定をするような新たな枠組みを考えてはいかがかと、現存の制度について、要件を見直すなどして、制度の維持を考えてみてはいかがかと、そういったことで制度の継続について積極的なご意見をいただいたというのがこれまでの経過となっております。

資料の裏面にお移りいただきまして、さまざまなご意見を頂戴してきた中ですが、制度の廃止の考え方ということで、本制度の発足から現在30年以上が経過いたしまして、ごみの減量とか分別が社会全体として取り組むべきこととして当たり前になってきている。一般社会に浸透してきているというところから、本制度の役割については一定程度果たされた我々事務局としては考えております。これまでさまざまなご意見を頂戴してきた中ですが、そういったところを踏まえまして、本制度については令和7年度をもって廃止とさせていただきたいということをお本日ご

報告させていただきます。

この制度につきましては今年度をもって廃止とさせていただくのですけれども、ごみ減量に取り組んでいただいている事業者様に対して何の支援もしないというわけではなくて、「ただし」のところにも記載しておりますが、一般廃棄物処理基本計画の基本方針においても、「積極的に3Rに取り組むまちづくりの実現」をうたっておりますので、ごみ減量に関する取組事業につきましては、市としては引き続き積極的に進めてまいりたいと考えております。

事務局側からのご報告は以上になります。

○横田会長 何かご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

○野中副会長 質問をさせてください。廃止されるということで、認定されていた店舗の方々にはどのように周知、ご連絡されるのでしょうか。あるいは、この制度の廃止について市民にはどのように周知されるのでしょうか。

○大久保センター長 この件についてですが、とりあえずこれまでの経過をまとめます。まとめた文書を、今認定を受けているお店に送付します。認定された各店舗にはステッカーが貼ってあるのですけれども、そのステッカーについては、とりあえずこちらで回収することは考えておりません。認定店では、そのままステッカーを貼っておきたいというお店もあると思いますので、そこら辺は引き続きステッカーを貼っていただいてもいいのかなと考えております。そういう形で店舗には周知をしていくことになります。

一般市民への周知ですが、一般市民についてはもし周知をすることになりますと、全体的にはなってしまうけれども、ホームページ等、そういう形で、なくなったことを周知していきたいと思っています。

○藤原委員 今のお話のところは、一般市民向けには、毎年『ごみNEWS』に、参加されているお店の名前の一覧が出ているので、その部分を今後は消去するのか、何かするのかという形でお知らせすることはできるかと思います。

○大久保センター長 今、委員おっしゃるとおり、認定店については、そういった形でお知らせすることもできますので、そのような方法も1つ検討していきたいと思います。

○横田会長 よろしいでしょうか。ほかにございましょうか。——ありがとうございます。

### 報告（3）「し尿処理広域化施設整備基本計画の策定について

○横田会長 では、次の報告に移りたいと思います。「し尿処理広域化施設整備基本計画の策定について」、事務局から説明をお願いいたします。

○二瓶課長補佐 環境施設課の二瓶と申します。し尿処理施設広域化施設整備基本計画の進捗状況について、私からご報告をいたします。資料6をご覧ください。

まず初めに、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町で構成する湘南東ブロックにおいては、し尿処理施設が藤沢市と寒川町それぞれ1カ所ずつ設置されております。この各施設とも老朽化や延命化等が課題となっていることから、令和5年3月に湘南東ブロックし尿処理広域化方針を策定いたしました。

本方針では、新たな施設を藤沢市北部環境事業所に集約し、効率化を図ることとしており、現在では、令和8年3月に向けて、湘南東ブロックし尿処理広域化施設整備基本計画の策定の取り組みを進めていることから、今回進捗状況を報告するものでございます。

次に、1「整備基本計画の概要」についてでございます。新施設の建設につきましては、立地条件、経済性及び技術面等を評価し、必要な施設整備規模や最適な処理方式等を決定いたします。この結果を踏まえ、整備や運営に係る手法となる事業方式について、民間事業者のノウハウを活用するPFI方式やDBO方式の導入可能性を調査・決定いたします。

次に、本計画の内容について進捗状況をご報告いたします。(1)「基本条件の確認・整理」としまして、建設予定地である北部環境事業所の用途地域や既存施設の配置状況等を確認いたしました。また、敷地内には、稼働中の焼却施設が設置されているため、適切な仮設計画、工事工程等を検討し、新たなし尿処理施設の建設について計画をいたしました。さらに、本施設の特性に応じた関係法令に基づく下水道への排水基準や騒音・振動に関する基準等を整理いたしました。

次に、(2)「計画処理量」についてご説明いたします。2市1町におけるし尿等の処理につきましては、下水道が接続されていない区域からの発生量及び仮設トイレ等からの発生量を、人口の推移も考慮し、算出いたしました。この結果、計画処理量は1日当たり最大値となる81キロリットルとなります。

次に、(3)「施設整備規模」につきまして、全国都市清掃会議が示す設計要領において、計画処理量の最大値とされていることから、81キロリットルを処理できる規模となります。現在の本市と寒川町の施設規模を足した処理量が約300キロリットルとなりますことから、施設整備規模を縮小することが可能となります。施設の稼働日数は、既存2施設の稼働日数に合わせて週5日とするため、し尿等の処理に必要な設備の能力は、稼働日当たり114キロリットルを処理できるものいたします。

次に、2ページにお移りいただきまして、(4)「処理方式」についてご説明いたします。処理方式につきましては、処理の安定性や容易性、経済性を比較検討した結果、新施設において最も優位となる「前脱水+汚泥助燃剤化+希釈放流」方式といたします。この処理方式の代表的な処理フローは、図1に示すとおりとなります。

次に、(5)「施設配置計画」につきまして、限られた敷地内で効率的に施設を設置する必要があります。このため、既存施設の配置状況や車両動線等を考慮し、図2に示す範囲に新施設を建設する計画といたします。

次に、3ページにお移りいただきまして、4「今後の取組(予定)」についてご説明いたします。今後の取り組みにつきましては、プラントメーカーへ行ったアンケート結果を参考に、総事業費に対して最も価値の高いサービスを供給する考え方となるVFMを取り入れ、経済性や運用面の観点から最も有利となる事業方式について総合的に判断し、本計画を令和8年3月に策定いたします。令和8年度以降の事業スケジュールについては記載のとおりとなります。

以上でご報告を終了させていただきます。

- 横田会長 ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問はありますでしょうか。
- 秀平委員 私の勉強不足の面もあるかもしれないのですが、「し尿等」と書かれている中に、「下水道が接続されていない区域の発生量及び仮設トイレ等」と書いてはあるのですが、一般廃棄物の処理基本計画にディスポーザー汚泥の関係をいろいろ書いてあったかと思えます。こちらの処理については、藤沢市さんを初めとして、今回は2市1町の中で、どのような形で処理するのかというのは合意がとれているのか。もしディスポーザー汚泥をここで処理するとなった場合、そのあたりを加味されて計算をされているのか教えてください。
- 二瓶課長補佐 今ご質問のありましたディスポーザー汚泥に関しましても、本計画の中に処理量を既に計算して算出しておりますので、ディスポーザー汚泥も今回の新施設で処理をしていくという形になります。
- 橋詰委員 今も説明がありましたが、資料の1ページの真ん中くらいに「仮設計画」とあります。仮設の施設をつくるということですね。先ほども説明されました一般廃棄物処理実施計画の最後のところにも「北部環境事業所・仮設し尿処理施設の設置」とさらっと書いてあるのですが、これはどういう規模で、どういう方式のものをつくるのでしょうか。北部環境事業所は焼却炉もあるし、1号炉の改修の予定もあるようですから、どうしてもし尿処理施設をつくり直すとしたら、今あるものを全部か一部か知りませんが、解体してということだと思いのです。そうすると、どうしても解体が必要だろうというのはわからなくはないのですが、仮設ですから、どのくらいの規模で、どういう方式のものを考えているかをお聞きしたいです。

なぜこういうことを言うかといいますと、し尿処理広域化の基本方針も見ていたら、結局2市1町には寒川にも施設がありますね。最終的には寒川の施設を藤沢の施設に一本化するという計画で、それはそれでいいのですが、寒川の施設で、一部追加で受け入れることはできないのかとか、そういう検討はあるのか、ないのかということも含めて、どの規模のものを、どの程度の処理方式でやろうとしているのかというあたりをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。
- 根本所長 まず、仮設処理施設についてです。

北部環境事業所にあるし尿等を受け入れる受入棟に設置してあるし渣を選別するし渣分離機の1台を撤去し、その場所に仮設脱水機を設置します。

現在は230キロリットル受け入れ可能ですが仮設では55キロリットルに限定をさせていただいて、その能力の脱水機をつけて、受入棟の中で処理をすることになります。

なぜ、寒川に建設しないのかのことですが、基本方針ので既に報告したと思うのですが、川の近くに寒川の美化センターがありまして、災害が起きたときの浸水対策費用としての費用がかかり、総合的に費用比較を検討した結果、藤沢市で行うことで決定いたしました。

○橋詰委員 わかりました。そうすると、藤沢のし尿施設を一旦全部解体するのではなくて、能力を少し下げるけれども、一部使用を残しながら、部分的に解体するという意味で、仮設とおっしゃっているということですね。

○根本所長 仮設については、新しくし尿処理施設を更地から建設するため9年、10年で受入棟以外の処理施設を解体します。そのため既存施設が使いなくなってしまうので、仮設脱水機等を設置して処理をおこないます。

○橋詰委員 要は仮設の施設の内容が現状のものを一部利用する話なのか。仮設というのは、本物をつくる時には解体するのかなと思うわけです。また一部使うのかもしれませんが、その辺を含めた仮設に無駄が生じないかどうかという観点での質問です。

それからもう一つ、廃棄物処理実施計画の最後に「仮設し尿処理施設の設置（賃貸借）」と書いてあります。この意味がわからないのですが、あわせてご説明いただけますでしょうか。

○根本所長 新しくし尿処理施設が稼働するまでの期間、受け入れ施設のみを残置して、藤沢市のし尿を処理します。その設置場所は新たなし尿処理施設の建設場所に影響はありません。ただ、新しいし尿処理施設にも、し尿の受入施設を新しくつくるので、そこは、いずれは使わなくなります。

仮設脱水機等についてはリースで一部借りて設置しますので賃貸借という形態となっています。

○橋詰委員 施設をリースされるということですね。わかりました。

○横田会長 ほかにございましょうか。——ないようでしたら、報告はこれで終了いたします。

## その他

○横田会長 その他に移りますが、委員の皆さんから何かございますか。

では、事務局から何かございますでしょうか。

○戸塚参事 それでは、事務局から3点ございます。

1点目ですが、これまで委員の皆さんにご審議いただきました藤沢市災害廃棄物処理計画と市民ハンドブックは、本日いただいたご意見を含めまして、内容を精査してまいります。また、これから変更等がある場合、会長と調整させていただきたいと考えております。今後、最終的には今年の3月に公表してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2つ目ですが、先ほどご説明させていただいた不燃ごみの品目変更等につきましては、1月中旬ということで、来週からを予定しております。こちらは改めて周知させていただきますので、ご理解いただき、ご協力いただければと思います。

3点目でございます。説明はないのですが、チラシを配布させていただいております。昨年11月27日に辻堂元町に藤沢市初となるジモティースポット藤沢辻堂店をオープンしました。まだ使えるけれども不要になったものを、地域のコミュニティ内で気軽に譲り合える官民連携のリユース拠点ということでご活用いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○横田会長 それでは、以上をもちまして本日の議題は終了させていただきます。

事務局に議事をお返しいたします。

○戸塚参事 横田会長、ありがとうございました。本日の議題は全て終了となります。

今年度の審議会は以上となりますので、最後に村山環境部長からご挨拶させていただきます。

○村山環境部長 皆様、熱心なご議論ありがとうございました。本日の会議が今年度最後ということでございますので、一言ご挨拶をさせていただきます。

今年度は廃棄物減量等推進審議会、全5回ということで会議を開催させていただきまして、その中で委員の皆様には、主に災害廃棄物処理計画の改定に関しまして、さまざまな角度からご意見やご指摘を頂戴しまして、計画を策定することができました。改めまして感謝を申し上げます。

本日もご意見をいただいておりますので、そちらも反映した中で、今お話がありましたとおり、3月に公表をしまいたしますけれども、今後はこの計画策定だけでなく、ハンドブックによる市民周知とか、計画に基づく行動マニュアルの策定、あるいは訓練の実施といったことで、より実効性を高める取り組みを進めていきたいと考えております。

また、9月に発生いたしましたリサイクルプラザの火災への対応につきましては、現在、施設の早期復旧に向けて鋭意取り組んでいるところです。先ほどご説明申し上げましたとおり、今回の火災を踏まえまして、主に火災予防の観点ということで、充電式小型家電、いわゆるリチウムイオン電池内蔵製品の取り扱い等についても変更を行ってまいります。本格実施は4月から変更を行うということでございますけれども、来週から移行期間として変更を行っていく予定でございます。そちらの点について、市民の皆様への周知につきましてはさまざまな媒体を活用するとともに、先ほど委員からもご指摘いただきましたとおり、案内の仕方も十分工夫をしながら皆様に周知をしていきたいと考えております。

最後に、皆様におかれましては、引き続き廃棄物行政の推進に当たりましてご意見を賜り、またさまざまな場面でご協力をいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。1年間どうもありがとうございました。

○戸塚参事 それでは、以上をもちまして第5回廃棄物減量等推進審議会を閉会とさせていただきます。

なお、次回、来年度第1回の審議会につきましては5月の開催を予定しておりますが、こちらはまた通知文でご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後4時49分 閉会